

## 公的職業資格、技能検定の社会的性格と高校職業教育

佐々木 享

- クローズアップされた「職業資格」取得学習
- 公的職業資格、私的職業資格と技能検定との混同
- 公的職業資格と技能検定の区分
- 公的職業資格制度の社会的性格
- 技能検定制度の社会的性格
- 公的 skill 検定と民間団体の実施する私的 skill 検定との区分
- 高校職業教育の特徴
- 高校職業教育と公的職業資格（一）
- 高校職業教育と公的職業資格（二）
- 高校職業教育と技能検定
- 学習過程における手段としての技能検定
- 労働・職業的発達と公的職業資格取得
- 高校職業教育と技能検定
- 公的職業資格取得試験、技能検定試験が注目される理由
- 「技能審査」の成果の単位認定は、学校教育の課題を曖昧にする

### クローズアップされた「職業資格」取得学習

高等学校の職業学科の教育に職業資格取得をめざす活動を取り入れる動きが、近年目立って活発になっている。

高校において職業資格取得をめざす学習を組織する実践は、かなり早くから知られている。職業学科のなかには、漁業科（海技従事者）、自動車科（自動車整備士）、衛生看護科（准看護婦（士））、調理科（調理師）などのように、学科の発足当初から職業資格取得が当該学科の職業教育として最も重要な目標として位置づけられている学科もある\*。しかし、資格（取得）と当該学科の教育目標とが密接に結びついている例は、極く一部の学科に限られていた\*\*。この状況は今日でも基本的には変わっていない。

\*このほか、家庭に関する学科に属する保育科は、保母養成を目的としているとされる。しかし、実態面からみてこの学科の保育者養成機能には疑問があるとされている（久世妙子・大場光子・

浅井恭子「高校保育科の歩み」『愛知教育大学教育センター研究報告』第11号、1987年）。

\*\*\* 職業資格の取得をめざすという点で典型的学科であった商船科は、1967年以降は高等専門学校に移行した。なお、衛生看護科の上に開設されている専攻科は、看護婦（士）の資格取得をめざす課程である。本稿では、専攻科については言及しないこととする。

このほか、職業資格ではないが、全国商業高等学校長協会（商業科）、全国工業高等学校長協会（工業科）、全国高等学校家庭科教育振興会（家庭科）などの民間団体が実施する技能検定を重視する学科があることも、従来から知られている。

最近の特徴は、従来から知られていた学科のみでなく、職業資格取得とは縁が薄いとみられていた学科をふくめて、かなり広範な学科において職業資格取得や各種の技能検定が注目され、これらを目標とする活動が実践されているところにある。

直接の契機は、1985年2月の理科教育及び産業教育審議会（以下理産審と略す）の答申「高等学校における今後の職業教育の在り方について」が改善すべき事項の一つとして職業資格取得等への配慮をとりあげたことにある。この答申を承けて文部省が設置した調査研究グループの一つ「職業教育に関連する諸条件の改善」グループは、1986年5月に「資格取得等についての配慮」と題する報告を提出、公表した（『産業教育』1986年5月号。以下これを「報告」とする）。高校職業教育では資格取得にもっと配慮すべきだというこの「報告」の提言は、「生涯学習体系への移行」「生涯職業能力開発の総合的推進」などの政策を掲げる折からの臨時教育審議会の第3次答申（1987年4月）にバックアップされて、にわかに注目されるに至った。

こうした動きを承けて1989年3月に改訂された高等学校学習指導要領は、農業、工業、商業、水産、家庭に関する学科に「課題研究」なる科目を新設し、この科目の学習内容の一つとして「職業資格の取得」を掲げた\*。この「課題研究」という科目は、学習指導要領にその旨の記述がないにもかかわらず、行政指導を通して衛生看護科をのぞくすべての職業学科の准必修科目として位置づけられているので、職業資格取得をめざす学習は、高校職業教育関係者の間でにわかにクローズアップされてきた。

\* 衛生看護科に「課題研究」がないのは、この学科は、その科目構成につき厚生省の指定条件の制約があるため性格の曖昧な科目を設ける余地がないだけでなく、この学科設置の目標に准看護婦・士といういわばレッキとした公的職業資格の取得をふくんでいるからであろう。

なお、高校教育改革推進会議が93年2月の報告で提唱した新しい総合学科も、その必修科目に「課題研究」を入れるとされているので、公的職業資格や技能検定をめざす学習も課題となり得る。

「高等学校教育の改革の推進に関する会議」が去る92年6月に公表した改革案（第1次報告）が「技能審査」の成果を高校の科目の増加単位として認定するよう提唱したことも、「職業資格取得」をめざす学習をクローズアップさせる契機となっている\*。

\* この項では、当該の文書にしたがって「職業資格」なる用語を用いた。しかし、次項以下で詳

細にのべるように、本稿でとりあげるものは、厳密には、わが国における「公的職業資格」と技能検定とであり、かつこれらに限定される。資格と通称される学歴をふくむ一般的な用語である「資格」、諸外国にさまざまな形態で存在する資格などには言及しない。

本稿では、まず、「職業資格等」とよばれているものがその実態において多様な内容をふくんでいること、それらはそれぞれの社会的性格に応じて公的職業資格、私的な職業資格、公・私の技能検定に区分されるべきものであることを明らかにする。ついで、それらと高校職業教育との関係について、とくにそれらの資格取得ないし技能検定合格を教育上の課題とする場合の若干の論点を分析しようとするものである。

### 公的職業資格、私的職業資格と技能検定との混同

ところで、学習指導要領が「課題研究」の重要な内容の一つとして「職業資格の取得」のための学習を取りあげる直接の契機となった85年の理産審答申や調査研究グループの「報告」では、「職業資格」ではなく、「職業資格等」とされていたことには注目する必要がある。この理産審答申や「報告」が高校職業教育の課題の一つとしてとりあげるよう提起したのは、厳密には、「公的職業資格」と「各種の技能検定」とであった。すなわち、結論をさきにいえば、「等」の中味のうち主要なものは、各種の「技能検定」であった。

また、「公的な職業資格」とそれ以外のものとを概念上区分していた「報告」も、その本文の「公的な職業資格が設けられている分野」の記述の中で、ことさらに「情報処理技術者試験第二種」、「情報技術検定」、「家庭科技術検定1級」などをふくめている。「情報処理技術者試験」は法律に基づいて実施されるもので、いわば典型的な「公的 skill 検定」の一つであり、法律に基礎をもつという点で「公的」性格はもつけれども、いかなる意味においても職業資格ではない。

他方、「情報技術検定」は全国工業高等学校長協会、家庭科技術検定は全国高等学校家庭科教育振興会という民間団体が実施している技能検定である。この二つは、「公的」な性格をもっていないし、いかなる意味においても職業資格ではない。

ついでにいえば、92年6月の高校教育改革推進会議の報告も「一定の技能審査に合格し特定の資格等を取得……」とのべて、「資格等」の中に公的職業資格と技能検定とを包括せしめていたことにも注目しておきたい。

このようにみえてみると、学習指導要領が「課題研究」の内容を「職業資格」と限定しているのは、問題点と課題を曖昧にするおそれがあるといわなくてはならない。厳密に公的職業資格に限定するならとにかく、実際には技能検定をふくむことになると思われるからである。

公的職業資格と公・私の技能検定とは、後述のように、その社会的性格、果たしている機能が根本的に異なっている。両者を混同し易い記述は避けるべきであろう。

なおわが国では、のちにその性格をくわしくのべる公的職業資格のほかに、個別の企業がその企業内の従業員の地位を、その職務、職位、職域などによって分類して位置づける体系を作成し、そ

それを職業資格と呼んでいる場合も少なくない。後者は、私的な職業資格と称すべきものである。理産審答申、「報告」あるいは学習指導要領にいう職業資格はすべて公的なもので、この私的な職業資格には言及していない。本稿も私的な職業資格についてはふれないこととする。

## 公的職業資格と技能検定の区分

「報告」が一覧表として掲げ、あるいは報告本文で言及した「職業資格等」は、依田有弘が指摘するように（「職業資格取得問題」、日本高等学校教職員組合『高校における技術・職業教育の発展のために』1987年、所収）、それぞれが持つ社会的性格に応じて、a 公的職業資格、b 公的技能検定、c 民間団体の実施する技能検定、の三種に区分すべきものであった。それぞれの範疇に属する資格、技能検定のうち、多少とも高校教育に関連するとおもわれるものには、次のようなものがある（すべてあげたわけではない、念のため）。

### a 公的職業資格

○電気主任技術者 ○電気工事士 ○工事担任者（電気通信設備接続の） ○自動車整備士  
○消防設備士 ○ボイラー技士 ○アーク溶接技能者 ○ガス溶接技能者 ○毒物劇物取扱責任者  
○公害防止管理者 ○測量士 ○測量士補 ○建築士 ○危険物取扱者 ○土木施工管理技士  
○造園施工管理技士 ○大型特殊自動車免許（第一種） ○無線通信士 ○特殊無線技士  
○海技従事者 ○小型船舶操縦士 ○潜水士 ○調理師 ○保母 ○准看護婦（士）

### b 公的技能検定

○造園技能士検定（職業能力開発促進法による） ○情報処理技術者（情報処理振興事業協会等に関する法律による） ○簿記検定試験（日本商工会議所が実施） ○珠算能力検定（同） ○記録式電卓検定（同） ○小売商（販売士）検定（同） ○英文タイピスト技能検定（同） ○和文タイピスト技能検定（同） ○商業英語検定（同） ○珠算検定（全国商工会連合会が実施）  
○実用英語技能検定（文部省認定）

### c 民間団体の実施する技能検定

○学校農業クラブ検定（日本学校農業クラブ連盟実施） ○製図検定（全国工業高等学校長協会実施） ○計算技術検定（同） ○情報技術検定（同） ○珠算実務検定（全国商業高等学校長協会実施） ○簿記実務検定（同） ○英語検定（同） ○英文タイプ実務検定（同） ○和文タイプ実務検定（同） ○かなタイプ実務検定（同） ○家庭科技術検定（全国高等学校家庭科教育振興会実施） ○簿記能力検定試験（全国経理学校協会実施） ○珠算能力検定（同） ○珠算検定（全国珠算教育連盟実施）

## 公的職業資格制度の社会的性格

公的職業資格の制度の特徴は、およそ次のように整理できる（依田、前掲論文の見解を参照した）。

- ① 公的職業資格は法令によって設けられている。
- ② 法令は、公的職業資格が設けられるべき業務、職位、営業の内容、範囲を特定して明示し、その特定された業務を行いあるいは営業しうる者を、ある特定の職業資格を有する者に限定している。
- ③ 公的職業資格による就業制限の方式は多様である。その主なものを例示すれば、次の如くである。

ア ある特定の業務等に対する有資格者以外の就業又は営業の禁止（電気工事士、工事担任者、消防設備士、ボイラー技士等）。イ 事業者に対し、保安の確保等の目的のため、ある一定の業務等についての管理、監督を行う……主任技術者……、主任作業員などの職位の設置を義務づけ、かつその職位に有資格者の選任を義務づけるもの（電気主任技術者、公害防止管理者、海技従事者等）。ウ 有資格者が行ったもの以外は法定の検査等として認めないというしかた（測量士等）。エ 営業の許可、認可等の条件として、有資格者をおくことが入っているというしかた（自動車整備士、土木施工管理技士、造園施工管理技士等）。オ 名称の独占。ある種の業務は誰が行ってもよいけれども、その際、有資格者以外に当該職業資格の名称を用いてはならないとするものもある（調理師等）。

- ④ 公的職業資格制度は、ある個人につきある分野についての知識、技能を検査し、証明するシステムを含んでいる\*。検査の方法は多様であり、しばしば学力試験、技能の実地検査とし実施される。法令に基づいた手続きを経て資格を付与された者のみが、公的職業資格の有資格者である。

\*この検査の方式だけに注目すると、後述の技能検定のそれと同様である。ここに、公的職業資格と技能検定とを混同させる原因の一つがある。

- ⑤ 近代社会においては職業選択の自由が認められているので、上にのべた性格をもつ公的職業資格を必要とする職業は、一定の限られた分野にしか存在し得ない。

わが国では日本国憲法第22条が、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」と規定している。他方公的職業資格の制度は、特定の資格を持たない者に、特定の職業に就いたり、特定の業務を遂行したり、特定の事業を営むことを法的に禁止するものであり、職業選択の自由を法的に制限する効果をもつ。したがって、公的職業資格は、公権力がそれを設けない場合には生命や健康を害するおそれがあったり、あるいは人々に重大な社会的損害を与えおそれがあるなど、公共の福祉がおびやかされるおそれがある分野にのみ設定が許容されているわけである。

ここにのべた理由で、公的職業資格は、後述の技能検定とは違って、恣意的に設定することはできない。しかし、産業活動の発展、科学・技術の進歩、社会生活の複雑化を背景に、医療活動、労働安全、環境保護、社会福祉など公共の福祉の向上・充実のための公的職業資格は増加する傾向にある。

- ⑥ なお、公的職業資格には、一般的には、資格上の等級は存在しない。建築士の1級、2級など

のようにグレードが設けられているように見えるものは、就業すべき業務が要求する専門性の高さに対応するものであって、技能検定が教育訓練の達成度に応じて等級を設けていることとは、その意味が根本的に違っていることに留意する必要がある。

⑦ 公的職業資格の制度は、特定の業務に関連する専門的な知識、技能を有する者に資格を付与する制度であり、その資格をもつ者が社会的に必要とされている場合に制度化されているという事情があるので、一般には、その資格取得のための教育訓練の制度の存在を前提としている。換言すれば、資格（の創設）は、その資格取得のための教育訓練システム（の創設）と連動・対応していることが多い。

しかし、医師（大学医学部）、歯科医師（大学歯学部）、高級船員（商船大学）のように資格取得の道が事実上特定の教育組織に独占されている例は極めてまれで、看護婦（士）の場合のように資格取得のための学習経路は多様に存在しているのがふつうである。

⑧ 念のためいえば、個別企業等が設けている職業資格制度は、等しく職業資格といっても、以上に掲げた各項の特徴をもつことはない。

## 技能検定制度の社会的性格

技能検定制度の特徴は、公的職業資格との異同に注目すると、次のように整理できる。

① 技能検定は、ある特定の業務にかかわる知識・技能について、ある団体がその知識・技能に関して一定の基準を設定し、検査を受ける人（受検者）の知識・技能がその基準に達しているか否かを検査し、その結果を証明するシステムであることを本質としている。

なお、法令あるいは技能検定を実施する団体が「技能検定」のほか、「技能照査」、「技術検定」、「技術者試験」、「技能審査」等の名称を用いている場合が多いけれども、上にのべた特徴をもつシステムを表象する概念は「技能検定」である。

② 技能検定の結果は、公的には、就業、営業に影響を与えることはない。換言すれば、ある種の技能検定に合格していないことによりある種の就業、営業が公的に制限されることは全くない。この点で、たとえその技能検定が公的なものであっても、公的職業資格と技能検定とは、厳格に区別される。

③ 技能検定は、いわば技能の水準を検定することそれ自体を目的とするので、社会的にあるまじりのある知識・技能で、それが計測可能であるならば、どの分野にも、またどのような団体でも設定できる。また技能検定は、公的職業資格とは違って、設定される分野が職業生活と結びついていなくても何ら支障がない。

小・中学校において、学校単位で、水泳の力量に等級を設定して子どもたちを励ましている例が少なくない。これも、技能検定の一つである。

④ 技能検定のシステムは、二つの社会的機能をもっている（依田、前掲論文）。その一つは、労働力の内容の一部を表示する機能である。技能検定のある等級に合格した者は、これによって自己

の労働力の一面を第三者の証明つきで表示できるので、就業に際してより有利な条件の獲得を期待することができる。他方、労働力の買い手にとっては、技能検定合格の表示を、労働者を選抜する際の一つの目安として活用することができる。こうした機能により、技能検定のシステムについては、一定の知識・技能をもつ労働力の就職・転職などの社会的流動性を高め、あるいは、企業内の労働者の格付、昇進・昇格に一定の合理性を与えるという期待が生まれる。1958年に制定された職業訓練法（現行の職業能力開発促進法の前身）が国家技能検定制度を導入したのも、日本商工会議所が珠算や簿記などにつき技能検定を実施しているのも、この機能に着目しているからである。

ただし、西欧諸国やその文化（より正確には労働慣行）の影響を受けた国々とは違って、わが国には、ブルーカラーにあっても、職業上の熟練資格\*（わが国の技能検定の等級に相当する）によっていわば横断的に賃率を定める労働慣行がほとんど存在しない。このため、さまざまな宣伝が行われているにもかかわらず、技能検定の普及にはおのずと限界がある。

\*原語はqualificationである。これは多くの場合は「熟練」と訳されているので誤解されることがないけれども、まれには「資格」と訳されることもあるので注意したい。

⑤ 技能検定のもつもう一つの社会的機能は、ある知識・技能を習得しようとする者に到達目標を明示して励みを与えるという、教育・訓練上の機能である。日本商工会議所の実施する社会的威信の高い簿記検定が存在しているにもかかわらず、またこれとの対比でいえば学校以外の社会には殆ど認識されていない状況にあるにもかかわらず、全国商業高等学校長協会の簿記検定が多数の高校商業科で実施されているなどは、この機能が注目されているからにはかならない。

⑥ 技能検定のシステムでは、上述の社会的機能に対応するために、公的職業資格は異って、教育・訓練の成果の度合（熟練度）に応じた等級を設けている場合が多い。

⑦ 技能検定のシステムには、社会的有用性が高いから設定されているとはいえないものも少なくないし、また、ひじょうに狭い領域の知識・技能に限定されたものも少なくない。

こうした事情のため、公的職業資格の場合とは違って、技能検定の合格証取得それ自体を主要な目的とした教育訓練システムが制度化されている例は少ない。少なくとも、公的な性格の強いいわゆる学校教育法的一条校が技能検定受検のために設立されている例はない。職業能力開発促進法（旧職業訓練法）に基づく教育・訓練施設においては技能検定（合格）を一つの目標としているけれども、この場合であっても、主たる目標は教育・訓練そのものにおかれている\*。

\*いわゆるソフトウェアクライシス（通商産業省機械情報産業局編『2000年のソフトウェア人材——高度情報化社会を担う人材育成について』1987年、参照）に対応する緊急対策の一つとして第三セクター方式で設立されたコンピュータ・カレッジは、しばしば、第二種情報処理技術者試験合格程度をめざしている、といわれる。これは、到達水準のめやすをいうのであり、ソフトウェア開発のためのテクニシャン養成施設である（村上有慶「職業訓練短期大学の設置状況」『技術教育研究』第41号、1993年1月、参照）。

専修学校（あるいはその連合組織）が独自の技能検定のシステムを設けている場合があるけれど

も、その場合でさえ、それは学習を励ますための到達目標であって、技能検定の合格それ自体が目標とされることはないといってよい。この点で、一部の専修学校がその宣伝のために、技能検定があたかも公的職業資格であるかの如き広告をする場合があることには注意を要する。いわゆる簿記学校が日商の簿記検定を目指すことはよく知られているが、この場合は、当該学校の教育目標が技能検定合格という目標と一致している数少ない事例であろう。

## 公的技能検定と民間団体の実施する私的技能検定の区分

上に略述した諸条項は、公的技能検定と民間団体の実施するいわゆる私的技能検定とに共通する特徴である。

多様な形態で存在する技能検定のうち、「十分な公共的性格」をもつものについては、これを公的技能検定と称することが適切である（依田、前掲論文による）。

① 職業能力開発促進法による技能検定、「情報処理振興事業協会等に関する法律」にもとづく情報処理技術者試験などは、国家のひとつの作用として検定が行われているという点で公共的性格が担保されており、公的技能検定の典型である。検定の合格が法的な意味では就業の可否に影響しないにもかかわらずこうした技能検定制度が設けられているのは、国が当該の技能を普及・向上させることを政策として奨励していることを意味する。

② 依田はまた、文部省が「技能審査の認定に関する規則」により社会教育上奨励すべき技能検定の事業に与えている認定に注目し、認定された技能検定（「技能審査」）を公的技能検定に数えている。依田はまた、商工会議所法第9条「商工会議所の行う事業」の一つに掲げられた「商工業に関する技術又は技能の普及または検定を行うこと」という規定にもとづいて日本商工会議所が実施する各種の技能検定、及び「商工会の組織等に関する法律」により設立された特殊法人である全国商工会連合会ならびに都道府県商工会連合会の主催する全国商工会珠算検定を、公的技能検定に分類している。

上の①②に掲げた如きものを公的技能検定と依田がいうのは、法令等に基礎をもつと同時に、これらが「広く国民一般に開かれており、また、全国的な統一基準で公正に検定がなされていると考えられており、そうした内在的權威によって労働力の内容を表示する上で社会的に通用するものとなっている」点に注目しているからである。

さきにのべたように技能検定は任意の団体が設定し得るものであり、実際、世に技能検定と称するものはおびただしい数にのぼるので、それを教育の場で扱う場合には、公的技能検定と私的なそれの性格の違いを認識することは、とくに重要になる。

## 高校職業教育の特徴

高校の学科は、「普通教育を主とする学科」（いわゆる普通科）と「専門教育を主とする学科」（いわゆる専門学科）とに二大区分されている\*。後者の大部分は農業、工業、商業、水産、家庭、



厚生に関する学科で、これを「職業教育を主とする学科」（いわゆる職業学科）と一括している。職業学科の在籍者は、近年では全高校生の約4分の1である。専門学科には、このほかに理数科、音楽科、体育科などがあり、これらは「その他の学科」として一括されている。

\* 第14期の中央教育審議会（中教審）の答申を承けて文部省が設置した高等学校の改革の推進に関する会議は、92年6月に提出した報告書（第1次報告）と93年2月提出した第4次報告の中で、いわば普通科と専門学科との中間になる「総合的な新学科制度」の創設を提唱した。しかしこの新学科については、ここでは立ち入らないこととする。

職業学科の教育を高校職業教育と呼ぶ。高校職業教育は、高校教育（＝中等教育）制度の一環とされているので、中等教育と職業教育との性格を兼ね備えている。職業教育でありながら、通常、その教育課程の過半の単位を普通教育科目が占めているのは、高校職業教育もまた中等教育とされているからである。

他方、わが国の労働慣行（職業慣行）では、公的職業資格が設定されている領域をのぞき、就職や入職後の企業内の扱いで、労働者を特定の職種に限定し固定する慣行がない。西欧諸国と違って労働組合が企業（又は事業所）ごとに一括して組織されており、賃率も基本的には学歴と当該企業での経験年数を基礎とし、職種別に定まてはいない場合が多いので、企業内での職種転換、配置転換は、極端に言えば日常茶飯事である。この事情がわが国企業の設備更新（「技術革新」「合理化」）を容易ならしめていることは、よく知られている。

またわが国では、OJT（作業現場における訓練）をふくめて、さまざまな形態による企業内教育・訓練が広範に発達していることも無視できない。

わが国の職業教育は、上の状況にみあって、高校職業学科を例にとると機械科、電気科、商業科などの如く、いわば広範な職種群に対応できるような学科構成を常態としてきた。そして、一般に、学校において専攻分野を狭く限定することは就職活動を制約すると考えられてきた。職業訓練は大切だといわれながら、実際には専門を狭く限定する職業訓練に比較的人気がなかったのもこのためであった。

このような事情は、今日でも変わっていないし、また近い将来に変わる可能性はありそうにもおもえない。

### 高校職業教育と公的職業資格（一）

さきの「報告」は、高校職業学科において資格取得を奨励しあるいはこれに配慮するようもともとており、それを、①「職業学科における専門性を深めるため」、②「生徒に具体的な学習目標をもたせ、意欲的な学習活動を促すため」という二つの理由で説明している。

ところで、前項に略述した性格をもつ高校職業教育は、特定の学科をのぞき、一般的には、公的職業資格取得をめざす学習とはなじまない。「報告」もこの点は自覚している如くで、「資格取得が第一の目標となり、資格取得を最優先に職業教育が行われることのないよう留意する必要がある。

すなわち、それぞれの学科の教育目標を達成する手段として、資格取得を活用するという観点が必要であろう」とのべている。一般的な意味では正しい指摘である\*。これを、ここでは「注意書き」と呼ぶことにしよう。

\* 荻谷は、採用基準で重視する選考基準のうちで「免許資格」と回答した企業は高卒男子の場合3.7%、女子の採用で5.8%にすぎないという職業研究所の調査をひいて、「企業は高卒者の採用に際し、資格を重要な要件とは見ていない」とのべている。また荻谷らの調査によると、就職指導担当教師の多くは、資格の取得を就職を有利にするためよりも、生徒の動機づけに使っていると回答している。すなわち、「資格の取得は就職とは関わりなく学習意欲を高めるのに役立つ」という意見に「とてもそう思う」と回答した就職指導担当教師は27%、「まあそう思う」が55%、あわせて80%を越える教師が資格取得を学習意欲のために用いていると答えている（荻谷剛彦『学校・職業・選抜の社会学——高卒就職の日本的メカニズム』1991年、東京大学出版会、164頁）。

しかし、実際には、高校職業学科のなかには、自動車整備士（3級）と自動車科\*、海技士（機関）と機関科、准看護婦（士）と衛生看護科、調理師と調理科などのように、創設当初から公的職業資格取得それ自体を目標としている学科もある。これらの学科では、学習の結果としてその公的職業資格を取得できなければ、存立の意味がない。このような学科では、2、3の特定の科目ではなく、当該学科の専門教育の全体が公的職業資格の取得と密接に結びついている、より具体的にいえば科目の構成や単位数が法令に拘束されているという特徴をもっている。すなわちこれら学科では、公的職業資格取得のための（法令による指定）要件がその学科の専門教育を大きく規制している\*。上に引用した「報告」の「注意書き」が、高校職業学科と公的職業資格とのこのような関係をむしろ好ましくないとしていることは興味深い。

\* 自動車科のほか、農業機械科等を置く高校にも運輸省の自動車整備士養成施設の指定を受けている高校がある（大河内信夫「現代の高等学校農業機械科の教育課程表の分析」を参照）。

\*\* 電気科も、電気主任技術者（第3種）という公的職業資格取得と教育課程との関係が古くから話題となる学科であった（尾見定之「工業高校電気科の教育課程」『技術教育研究』第10号、1976年8月）。電気主任技術者（第3種）の資格については、国家試験によるほか、通産大臣の認定した学校（ここでは電気科）の卒業者に、卒業後の所定の実務経験を経て取得する道が開かれている（電気事業法）。電気科がこの通産大臣の認定を受けるについては、当然に専門科目の構成や単位数について一定の条件を満たさなくてはならない。専門科目の単位数が多い時代には、認定が受けられるのは当然で、この認定の要件が電気科の教育課程構成を拘束するという自覚は薄かったといわれる。しかし、現実に卒業後この資格を取得しようとする者が激減し、また専門科目の単位数が減少してくると——とくにその中で前回改訂のように「工業数理」「工業基礎」のような電気工学と直接的関連の薄い科目が入ってくると、一たん受けた認定を維持したり、新たに認定を受けることが困難になってきた。こうした中で卒業生の進路の

実態からして認定要件を維持することに疑問も生まれ、一たん取得した認定を放棄する学科も少なくないという。

## 高校職業教育と公的職業資格（二）

農業系の農業土木科、工業系の土木科に「測量」なる科目がある。この「測量」の学習をいくらか拡充強化して測量士補の試験合格をめざすことは、高校職業教育としての「測量」学習の目標にそったもので、これをゆがめるとは考えにくい\*。化学工業科（従来の工業化学科など）が「化学工業安全」の学習を強化し、この学習との関連で丙種の危険物取扱者の資格取得をめざす場合も同様である。このように、例は少ないけれども、高校の特定の科目の学習との結びつきの明確な公的職業資格もある。

\*農業学科の科目は、従来は「農林測量」であった。これが工業学科と同じ「測量」となった背景には、「測量の技術を高めるとともに、測量士、同士補の国家試験受験の必要などから、その内容を高めたい」「農林測量の内容は特に農林関係に限定する必要はない」という関係者の要望があったからだといわれる（伊古田昇二「農業土木課程の現状と問題」『産業教育』1960年6月号。なお、本誌本号の大河内信夫「現代の高等学校農業土木関係学科の教育課程表の特徴」を参照）。

これとは違って、直接に対応する科目が高校職業学科にはないけれども、ある学科では取得しておいた方が有益であり、そのための学習は当該学科の学習としても有益だとみられる公的職業資格も若干ある。農業系学科にとっての農業用品目毒物劇物取扱責任者、農業機械科にとっての丙種危険物取扱者（ガソリンを扱うことができる）、電気科および類似の学科にとっての電気工事士などがこれである。

このように、公的職業資格の中には、要求される知識・技能の範囲が狭く、要求される熟練度が比較的低いため、高校の特定の学科の生徒が受検のために若干の準備をすれば取得できるし、その公的職業資格取得は当該学科の教育という点でも有益とみられるものもある。「報告」中のさきの「注意書き」の趣旨は、この種の公的職業資格をめざす場合に適合しているといえよう。

ただし、「課題研究」という新科目が登場すると、事情が違ってくる。従来は上のような公的職業資格取得をめざす場合、特定の科目の授業だけでなく、放課後や夏休みに準備学習を行うことが多かったけれども、今後は「課題研究」の時間を活用することができるようになるからである。このような場合には、当然に、公的職業資格取得はたんなる手段にとどまらず、それ自体が科目の目標となる。これを当該学科の教育のなかにどう位置づけるかが今後の課題となる。職業学科の生徒たちに明確な学習の目標を提示するという効果を発揮することはできる。しかし、現実にはすべての生徒にその資格が必要となるわけではないから、職業学科のイメージを変える契機となるかのようというのは、言い過ぎであるようにおもわれる。

## 高校職業教育と技能検定

高校の大部分の学科で学習課題の一部として取り入れることが可能なものは、前項でのべた若干の公的職業資格はむしろ例外で、大部分は公的あるいは私的な各種の技能検定である。高校には、商業科、学科家庭科などのように、調理師をのぞくと直接にせよ間接にせよ当該学科の専門教育に関連する公的職業資格が全く存在しない学科は少なくない\*。しかし技能検定は、民間団体が実施するものをくわえると、商業科、学科家庭科をふくめて関連する学科はひじょうに多い（逆に、公的職業資格が設定されている分野については、技能検定はほとんど存在しない）。

\* 商業教育をひろくとらえるならば、公認会計士、会計士補、税理士など公的職業資格がないわけではない。しかしこれらは、高校商業教育のレベルで取得し得る公的職業資格ではない。

こうしてみると、「学科の目標を達成する手段として、資格取得を活用す」べきだというさきの「報告」の「注意書き」が積極的意味をもつのは、大部分の場合、公的職業資格取得をめざす学習についてではなく、公・私技能検定合格をめざす学習についてである。実際、全国商業高等学校長協会（＝全商）の各種の技能検定がひじょうに多くの学校の商業科で、また全国高等学校家庭科教育振興会の高校家庭科技術検定が多くの学科家庭科で実施されているなど、その例は枚挙にいとまがない。（前述したように、こうして、「報告」にいう職業資格が、その実態においては私的な技能検定をさす場合が多いことには、改めて注意を喚起しておきたい。）

上の例のうち、家庭科技術検定\*は、公的職業資格が存在せず、また公的検定も存在しない分野に、当該学科の関係者の努力で私的な技能検定が創設された典型例の一つである。全国商業高等学校長協会\*\*や全国工業高等学校長協会\*\*の各種の技能検定は、公的職業資格は存在しないけれども、日本商工会議所の各種検定が広範に実施されている同じ分野に、これとは別個に、商工会議所のそれより合格水準の一段と低い各種の技能検定を創設したものである。

\* 正式名称は「全国高校家庭科技術検定」。1957年頃から三重、愛知など数県で試行され、1960年から全国高等学校長協会家庭部会の事業として全国規模で実施されるようになった。家庭科を学ぶ高校生を対象として、被服、食物それぞれに4級から1級までである。受検者は当初（1960年度）は延べ約24万名で、ピークの1966年には約50万名に達した。「そんなことを校長会という任意団体がやっているのは困る。法人で筋道立ててやったらどうか」という文部省の示唆があり、1968年に財団法人全国高等学校家庭科教育振興会が設立され、以後の技術検定はその事業として実施されている（全国高等学校長協会家庭部会・財団法人全国高等学校家庭科教育振興会『家庭部会二十年・技術検定十周年記念誌』1970年、による）。

\*\* 全国商業高等学校長協会は、全国商業学校協会（1925年創立）を改組するかたちで、1948年に発足、その事業の一環として、1950年から珠算実務検定を、1952年からは簿記実務検定を、さらに56年から英文タイプ、60年から和文タイプの実務検定を実施してきた。1956年1月に財団法人全国商業高等学校協会が設立されてからは、この財団の事業とされている。二つの団体は

表裏の関係にあり、実態的には一つである。すでに日本商工会議所の珠算能力検定試験があるのに全商がこれと別個の検定を実施するについては当初は「全国的に抵抗が非常に強」かったとされている。しかし関係者の努力で確実に定着してきた（商業教育八十周年記念誌編集委員会『商業教育八十周年記念誌』1965年、による）。

\*\*\* 全国工業高等学校長協会が実施する技能検定は、1957年に第1回が実施された計算尺技能検定試験に始まる。これを始めるについては、「日本商工会議所が実施している検定試験との関係上、非常に困難性が」あったといわれた（社団法人全国工業高等学校長協会『五十年史』1970年、による）。関係者の努力でこれが定着して以後、同協会も各種の技能検定を実施するようになった。

家庭科技術検定や全商の各種技能検定などは、受検者が多いとはいえ高校の当該学科生徒に局限され、社会的通用性がほとんどなく\*、その意味では社会的威信が低い。またこれら技能検定は、正規の授業時間を使って全国一斉に実施されるため、授業そのものが技能検定に大きく影響されるという問題をもふくんでいる。こうした問題があるにもかかわらず、これらに関係する学科で広範に実施されているのは、技能検定が、その本性上、到達目標の水準が客観的に明確で、したがってこれに合格することをめざすことは、生徒たちを励ます意味をもっているからである。

\*ただし全商の各種技能検定については、全商の積極的な働きかけの結果、これを推薦入学の基準としている学部をもつ大学が32校（うち国立2校）、短期大学が4校あるとされている（財団法人全国商業高等学校協会調査部研究部『平成5年度用 大学・短期大学の推薦入学制度に関する資料』による）。

## 学習過程における手段としての技能検定

技能検定は、その本性からして、設定する分野に制約がない。したがって、高校職業教育の科目の目標や学習内容に合わせた種目をつくることができる。高校長協会などが実施している技能検定がそれである。その種目は、高校家庭科技術検定のように、極端な場合には、その技能に習熟させることに社会的な意義や通用性がきわめて疑わしいものであっても、高校の科目の内容にそっているならば、存立することができる。

技能検定を教育の場に導入しようとする場合の利点は、公的職業資格とは異なり、検定の要求水準を習熟度に応じて任意に設定し得ることである。換言すれば、技能検定においては、教育上の目標や、生徒の発達課題にそくして、検定合否の基準を段階的に設定することができる。多くの技能検定は、この特性を活用して到達水準をいくつかの段階に区分する工夫をこらしている。職業学科の高校長協会などが実施する技能検定は、実際には生徒の学習の実態を知悉した現場教師が検定基準を設定しており、生徒たちが挑戦し易いように段階区分されているのが普通である。こうして設定された技能検定に熱心に取り組む現場教師が少なくないのは、ある意味で当然のことである。

職業科目に限らず現代日本の学校教育の教科目の指導においては、一般に、学習の到達目標が明

示的でない。こうしたなかでは、到達目標が明確であり、合否しかないという点で、技能検定は教師・生徒にとっては、魅力ある特異な存在となっている。「報告」が教育手段として技能検定に注目するよう訴えている根拠もここにあると見られる。

しかしながら、技能検定とくに私的なそれは、公的職業資格とは違って一般的には職業生活とは結びついていないのがむしろふつうである。その意味では、技能検定の合否が職業生活（とくに就職）に有益であるかの如く説明するのは虚偽になりかねない。むしろ、職業生活に直結するわけではないけれども、学習の進展を自他にしめし得る到達目標として意義があることをはっきりさせるべきであるようにおもわれる。

## 労働・職業的発達と公的職業資格取得

公的職業資格にも、達成すべき水準が厳格に定められている。そのため、公的職業資格取得をめざす学習は、その有用性とあいまって技能検定をめざす学習以上に、生徒に大きな励みを与える。しかし、公的職業資格にかかわる教育上の意義は、それのみにとどまらない。

公的職業資格は、それを必要とする職業や業務の存在を当該制度成立の前提としている。また、一般的には、その資格取得を可能ならしめる教育システムの存在を前提としており、制度の創出（ないし改編）にあたってその取得のための教育システムを同時に創出（あるいは再編）することも少なくない。しかし、教育システムが存在しているからという理由でそれに対応する資格を創出するとか、教育システムが変わったから資格の内容を変更する、というようなことは原理的にあり得ない（ただし、関連する学科・技術の水準や教育システムの進歩・発達に応じて、資格試験の内容や方法を改編することは多い）。

こうした事情から、公的職業資格は、その存在、社会に果たしている意義や、役割、機能、それを取得するために必要な教育・訓練（のシステム）を知らせ、教えることによって、子ども・青年に将来の労働生活、職業生活への展望を切り拓かせることはできる。それはまた、必要なことである。中学校や高校において、公的職業資格を要する職業（たとえば医師、看護婦（士）、教師、保母等々）を知り、そうした職業人になる道に入ることを目指して学習に励むという例は少なくない。こうした意味での「資格取得への配慮」は、「課題研究」のような特定の科目でなされるべきことではなく、むしろ中学校や高校の教育活動全般のなかでなされるべきことである。「課題研究」が「職業資格の取得」というテーマを掲げたことは、むしろある意味では、中学校、高等学校における子どもの労働・職業的発達を促すべき活動のなかで、現代社会における本稿にのべたような資格の存在構造が教えられていないことを明るみに出したといえる。

## 公的職業資格取得試験、技能検定試験が注目される理由

現代日本では、高校、大学等の入学試験はほとんどすべてが競争試験として行われている。いわゆる学校間格差とあいまって、偏差値が往行する原因がここにある。学校教育における成績評価も、

高校においては単位の認定・不認定の境界があるとはいえ、基本的には相対評価方式を採用している。「指導要録」改訂を機としてにわかに関心されてきた「新学力観」は、目標とした基準に照らして学習の到達度を測定するという成績評定の観点をいっそう曖昧にさせようとしている。

ところで、公的職業資格取得のための試験や技能検定試験は、入学試験のような競争試験の性格をもっていない。そこで問われるのは、学力や技能が予め設定された基準に達しているか否か、だけであり、それに合格すれば、基準に達したことが明らかにされる。かなりできたのだけれども、当の受検者よりさらにより成績の人がいたために落ちた、などということはない。このことは、公的職業資格と技能検定に共通する特徴である。

基準に達しこれを超えることを目標に学習する・させるという場合は、残念ながら学校教育にはひじょうに少ない。このために、目標が明確で、その達成が客観的に証明されて成就感を味わうことができる公的職業資格や技能検定のための学習は特異な存在となる。学校としての教科目の学習より範囲がせまくなる、授業計画に支障を与えることがあるなどの弱点がある場合があるにもかかわらず、多くの教師・生徒たちに注目されてきた理由もここにある。公的職業資格のみならず、社会的有用性という点では本稿で見るのべたように弱点や疑問が少なくない公・私の技能検定に教師たちが注目する理由もここにある。

こうした事情は、反面で、入学試験の競争的性格、学校の教科指導における到達目標の曖昧さを浮きぼりにしているともいえる。

### 「技能審査」の成果の単位認定は、学校教育の課題を曖昧にする

さいごに、「技能審査」の成果を高校の科目の増加単位として認定する、という92年6月の「高等学校教育の改革の推進に関する会議」の改革案\*について言及しておく。

\*この提言は、同日公表された報告（第1次報告）に盛り込まれた改革案の一つである（同会議の第1次報告については、拙稿「新たな『高等教育多様化政策』は何をもたらすか——高校教育改革推進会議報告への批判」『文化評論』1992年11月号を参照）。

改革案は、「一定の技能審査に合格し特定の資格等を取得したことをもって当該高等学校に開設されている科目を深めるものとみなし、当該科目の単位数の増加単位として認定する」というものである。本稿の冒頭にのべたように、ここにいう「資格等」は公的職業資格と各種の技能検定とを総称したものと解される。公的職業資格取得のための試験と技能検定試験とを一括して「技能審査」と称していることは注目される。「技能審査」ということばは既に別の用例が知られている。けれども、ここでは、技能検定試験のほか、公的職業資格取得のための試験をも「技能審査」といっているわけである。技能の水準に関する検査に注目したという点では、興味深い用語である。しかし、公的職業資格取得のための試験では、技能についての試験だけでなく学科試験を実施するのが通例であり、むしろ学科試験をふくまないものはない\*から、誤解をまねくおそれがある。

\*ただし、例外はある。例えば、調理師のように指定された教育施設を卒業することで公的職業

資格を取得できる場合、測量士補のように大学、短大又は指定された教育施設で所定の科目を修めることで資格が取得できるものもある。特定の学校・学科で所定の科目を修めた者に学科試験の一部又は全部を免除する資格もある。

ことばの用い方を別としても、この提言にはいくつかの疑念がある。

① 高校教育においては、従来から、学校外の学習の成果を高校の科目の増加単位として認定する例として、農業科目や「家庭一般」のホームプロジェクトが知られている。このホームプロジェクトの制度は、教師の指導を前提とし、学校での学習の延長という性格が強いところから、その単位認定が容認されてきた。たとえば、ホームプロジェクトが最も一般化している「家庭一般」の場合、ホームプロジェクトはこの科目の指導事項の一つとして学習指導要領に明記されている。

「技能審査」の成果を単位増として認定する前提は何であろうか。学校が関与していない、いわば自主的な学習の成果を単位増とするというのであれば、ホームプロジェクトとは違って、学校の教育機能の否定につながるおそれがある。

② 「技能審査」による「資格等」の取得という場合の「資格等」の範囲を、何を基準に定めるのだろうか。それを公的職業資格に限定するのであれば、その範囲は前述したように限定されてくる。

「等」ということばで公的あるいは私的な各種の技能検定をくわえるとなると、その範囲は、事実上無制限になってしまうおそれがある。とりわけ、労働省の技能検定、通産省の情報処理技術者試験、日商の簿記検定などのような社会的通用性が認められているものならとにかく、公的性格もなく、社会的通用性も全くないに等しい職業学科の高校長会等の実施する技能検定をくわえるとなると、きわめて恣意的なものとならざるを得ない。例えば、日商の簿記検定等があるのに、これに限定せず、種目の類似した全商の簿記検定等を単位増認定の対象とするような場合や、高校家庭科技術検定のように社会的有用性という点で強い疑念がもたれているものを対象にくわえる場合には、とくにその恣意性がはっきりしてくる。

③ 上の①にのべた場合と違って、「技能審査」をめざす学習を正規の授業のなかに組み込んでいる場合、あるいは、さらにすすめて「技能審査」を授業計画に組んでいる場合に、その成果を単位増と認定することについても問題は多い。このような場合には、授業そのものが「技能審査」に従属してしまう可能性が大きい。86年の「報告」は目標ではなく学習過程の手段として位置づけるべきだと注意していた。しかし、単位増認定の対象とするとなると、必然的に、「技能審査」のための学習はたんなる学習過程の手段の域にとどまり得なくなるのではなからうか。

④ ひるがえってみると、「技能審査」への合格をめざす学習を授業計画中に組み入れ、かつその成果を単位増の対象とする場合、最も重要な問題は、学校教育としての授業の目標を曖昧にしてしまうおそれがあることであろう。そしてその弊害は、公的職業資格ではなく、技能検定とりわけ私的なそれへの合格をめざす場合にとくに重大となるようにおもわれる。

〔付記。本報告は、1991-93年度科学研究費総合研究（A）「学校の技術・職業教育と学校外の職業教育・訓練の関係についての国際比較研究」（研究代表者・筆者）の研究成果の一部である。〕